

【モンゴルの運転免許制度について】

モンゴルで自動車等を運転するには、モンゴル政府の自動車運転免許証の発給を受ける必要があります。

- ※ 3ヶ月以上在留される方（長期滞在者）のみが取得できます。
- ※ 日本の自動車運転免許証での運転は認められていません。
- ※ 日本とモンゴルでは批准している国際条約がそれぞれ異なるため、各都道府県公安委員会で発給される国外運転免許証（通称：国際免許）では運転できません。
- ※ 免許を取得し運転する場合には、日本とモンゴルの交通ルールや環境の違いに十分注意してください。

【自動車運転免許の取得（切替え）手続】

1 必要書類等

- ① 所属機関、企業、学校等からの依頼文書（様式は定まっていません。警察庁ライセンスセンター宛に、日本の自動車運転免許証をモンゴルの自動車運転免許証に切り替えて欲しい旨の文書をモンゴル語で作成します。）
- ② 企業などの登記簿のコピー
- ③ パスポートのコピー（査証欄含む）（要公証）
- ④ 外国人登録証のコピー（要公証）
- ⑤ 日本の自動車運転免許証のコピー（要公証）
- ⑥ 日本の自動車運転免許証の翻訳文（モンゴル語のみ。要公証。）
- ⑦ 日本の自動車運転免許証の原本
- ⑧ 写真2枚（縦6.0cm×横4.0cm）
- ⑨ 申請料12,500トグログを送金した領収書（ライセンスセンター銀行口座：TURIIN SAN BANK 100900012408 番口座）

※ 日本国内運転免許証のモンゴル語訳文については、ウランバートル市内各所にある民間の翻訳所において作成できます。（公証まで行えます。）。

※ 自家用自動車以外の運転免許の切替をご希望される方は、警察庁ライセンスセンターにお問い合わせください。

2 申請要領

場所：警察庁ライセンスセンターウランバートル市バヤンズルフ区第2地区イルゲンタニートゥルーセンター

受付時間：月曜～金曜日、8時30分～17時（12時～13時は昼休憩）

申請方法：事前に手数料（12,500 トグログ）を振り込み、その領収書、必要書類及び5番窓口で購入（200 トグログ）した申請書に記入の上、窓口に提出して下さい。書類審査後、自動車学校で一週間講習を受け、筆記試験を受けることとなります。内容は日本と同様に交通法規の知識（信号表示の意味や交差点の通過方法など）を問うものです。

連絡先：7000-6996（モンゴル語のみ対応）

ホームページ：www.police.gov.mn

※ 上記申請料・申請書代金の金額は2017年3月10日時点のものです。手続等は予告なく変更される場合がありますので、事前に警察庁ライセンスセンターに確認することをおすすめします。

3 日本で免許を受けていない方の免許取得

日本で運転免許を受けておらず、モンゴルで初めて免許を取得する場合には、モンゴルの自動車学校で45日程度の講習を受けた後、実地・筆記試験を経て免許を受けることとなります。

【モンゴルで運転する場合の留意点】

1 交通ルール

モンゴルは右側通行であり、

- ・左折する場合に対向直進車を優先させる
- ・ロータリー交差点（ラウンドアバウト）では反時計回りに通行する

などの違いがあります。

これら左右の違い以外には、特段異なっている点はありません。

2 交通環境

モンゴルでは近年の車の交通量の増加に反し、道路環境整備や安全教育、取締りなどの対策が遅れているため、事故が増え、渋滞も深刻化しています。

モンゴルの道路は、大きな通りでも信号機のない交差点や通行区分標示のない区間があり、道幅や車線数も随所で変わるため、注意が必要です。

そして何よりもモンゴル人の運転マナーが日本に比べて相当悪く、割り込みや信号無視、一時不停止、ウィンカーなしの突然の車線変更、極端な速度超過、通行区分違反を犯しての追い越しなど、事故に直結するような違反行為が多く見られ、飲酒運転による重大事故も日本より頻発しています。

運転する場合は、上述のリスクを勘案し、法令を遵守することはもちろん、徹底した防衛運転をする必要があります。